

鳥獣保護管理事業計画等の策定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、環境大臣の定める鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な指針に即して鳥獣保護管理事業計画を策定し、これに基づいて各種の施策を実施している。

また、三河中山間地などでは、現在、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ及びカモシカの生息域拡大や個体数増大に伴う農林業被害が深刻であるため、その適正な管理のため、各々の第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）を策定し、個体数管理を実施している。

現行の第12次鳥獣保護管理事業計画及び特定計画は2022年3月31日が計画期限であるため、2021年度に策定に関する検討を行う。

鳥獣保護管理計画の期間等について

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
計画期間	現行計画	(12次)	次期計画	(13次)			
第13次鳥獣保護管理事業計画		計画の策定					計画の策定
特定計画	生息調査	計画の策定				生息調査	計画の策定

次期計画策定関連スケジュール（案）

年 月	第13次鳥獣保護管理事業計画	特定計画
R3年7月	<ul style="list-style-type: none"> 環境審議会へ諮問 自然環境保全部会へ付託 自然環境保全部会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 環境審議会へ諮問 自然環境保全部会へ付託 自然環境保全部会の開催
8～12月	<ul style="list-style-type: none"> 検討会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 検討会の開催
R4年1月	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> 検討会の開催 環境審議会自然環境保全部会開催 環境審議会答申 	<ul style="list-style-type: none"> 検討会の開催 環境審議会自然環境保全部会開催 環境審議会答申
3月	計画公表	計画公表
4月	計画期間開始(4/1～)	計画期間開始(4/1～)

<参 考>

1. ニホンジカの生息及び被害状況等

本県のニホンジカにおける特定計画（2017～2021）では、県内のニホンジカの生息数（2015年度：22,880頭）を2023年度までに半減（9,368頭）させることを目標とし、毎年の捕獲目標の目安を5,000頭としている。しかし、現状では、生息数の半減目標は困難であり、農林業被害も高止まりしている。

県内のニホンジカの生息数・捕獲数・農業被害状況

年度		2015	2016	2017	2018	2019
生息数(頭)		21,933	22,631	23,133	24,570	23,693
捕 獲 数 (頭)	狩猟	861	685	925	861	928
	有害	2,984	3,459	3,666	3,182	3,998
	指定管理	-	-	-	-	189
	計	3,845	4,144	4,591	4,043	5,115
被害額(千円)		37,724	29,199	22,356	26,957	36,325

2. 指定管理鳥獣捕獲等事業

山間地域で指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）の増加が著しく、農林業被害や生態系被害等が懸念されるため、県が主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業により広域的かつ集中的に捕獲を進め、個体数抑制を図っている。

※イノシシについては、令和2年度は農業水産局農政部農業振興課野生イノシシ対策室にて実施。

3. ツキノワグマ対策

令和元年度の目撃件数は27件と増加し、豊田市においてツキノワグマによる人身被害が発生した。令和2年度の目撃件数は22件となっており、錯誤捕獲も3件発生している。（3月19日現在）。

クマによる人身被害等を未然に防止するため、平成18年9月からクマの出没状況やクマに遭遇しないための心得等を県のWebページに掲載し、県民に広く注意を呼びかけている。

県内のクマ目撃件数の推移（令和3年3月19日現在）

年度	H22*	H27	H28	H29	H30	R1	R2
出没件数	70	12	5	9	6	27	22

(* H22年度は過年度で最大)